

8月25日の本会議において、総務常任委員会に付託を受けました請願第4号国に対し「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出を求める請願書について、9月9日に開催しました委員会の審査結果を報告します。

紹介議員からは、

コロナ禍で地域経済が落ち込んでいる中、所得税法第56条があるために、家族分の働き分が認められず、控除として認められるのは配偶者なら86万円で、それ以外の家族であれば、50万円である。また、仕事中に起こした交通事故の休業補償について、専業主婦が1日5,700円に対して、自営業の主婦は1日2,300円しか補償されない。人権を守るという点において差別的な税法であるため、所得税法第56条廃止を求める意見書の提出を求めるとの説明がありました。その後質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりです。

専従者控除がある青色申告をされないのかとの質疑に対して、青色申告と白色申告については、どちらも認められた申告方法ですが、その申告の仕方で働き分が保障されないことに対して廃止を求めているとの答弁でした。

青色申告をすることによって経費が計上できるのではとの質疑に対して、青色申告・白色申告はともに認められている申告の方法であるのにもかかわらず、所得税法第56条によって白色申告では働き分を認められないとの答弁でした。

所得累進課税が基本的な要因であり、税法上の論点であるならば、国に上げるべき課題では、との質疑に対して、国においてこの問題を解決していくべきだが、各自治体から意見書を国に上げて、廃止にしていくことを期待しているとの答弁でした。

白色申告をする理由はとの質疑に対して、税理士を雇う費用がないとの答弁でした。

反対討論として、国税庁ホームページの所得税法第56条に関する問題に対する論文に、50年前にできて、社会背景上時代遅れであり、合算による租税回避の危惧をどのように課題解決していくのかとの答えが出ずに所得税法第57条と並存しているとあります。青色申告によってカバーできている部分と、所得税法第56条を廃止するならば、恣意的な個人分割をせずに、合算所得と比較したときの税の公平性を担保できる提案とセットであるべきだと考え、税法的な論点から、本請願に対しては反対とありました。

採決の結果、請願第4号について賛成はなく、不採択すべきものと決定しまし

た。